消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission News Release

令和７年９月１２日

株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ジャパネットたかたに対し、同社が供給する「【２０２５】特大和洋おせち２段重」と称する商品の取引に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第５条第２号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

１　違反行為者の概要

名　　称　株式会社ジャパネットたかた（法人番号 3310001005550）
所 在 地　長崎県佐世保市日宇町２７８１番地
代 表 者　代表取締役　髙田　旭人
設立年月　昭和６１年１月
資 本 金　３億円（令和７年９月現在）

２　措置命令の概要

⑴　対象商品

「【２０２５】特大和洋おせち２段重」と称する商品（以下「本件商品」という。）

⑵　対象表示

ア　表示の概要

(ｱ) 表示媒体

「ジャパネットたかた【公式】通販」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(ｲ) 表示期間

令和６年１０月８日から同年１１月２３日までの間

(ｳ) 表示内容（別紙）

自社ウェブサイトにおいて、「【２０２５】特大和洋おせち２段重」、「ジャパネット通常価格２９，９８０円が」、「１万円値引き　７／２２～１１／２３」、「値引き後価格１９，９８０円（税込）」及び「～大人気おせちが今ならお得！～早期予約キャンペーン」と表示することに

より、あたかも、「ジャパネット通常価格」と称する価額（以下「ジャパネット通常価格」という。）は、本件商品について令和６年７月２２日から同年１１月２３日までのセール期間経過後に適用される将来の販売価格であり、「値引き後価格」と称する実際の販売価格が当該将来の販売価格に比して安いかのように表示していた。

イ　実際

本件商品について、当該セール期間経過後に当該将来の販売価格で販売するための合理的かつ確実に実施される販売計画はなかったものであり、ジャパネット通常価格は将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないものであった。

⑶　命令の概要

ア　前記⑵アの表示は、前記⑵イのとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ　再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ　今後、同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】
消費者庁表示対策課
電　話：０３（３５０７）９２３９
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
公正取引委員会事務総局九州事務所取引課
電　話：０９２（４３１）６０３１
ＵＲＬ：https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

Japanet TAKATA
ジャパネット 利益還元祭
カテゴリから選ぶ
検索
ログイン
注文履歴
大人気商品が還元祭特価で安い!!
利益還元祭 10/17~12/27
盛り付けいらず!高級食材を盛り込んだ豪華おせち!
2年連続! おせち単品売上数 日本一!
年越しそばを一緒にお届け
【2025】特大和洋おせち2段重
申込番号 W0A01-00878
ジャパネット通常価格
29,980円が
1万円値引き
7/22~11/23
値引き後価格
19,980円(税込)
~大人気おせちが今ならお得!~
早期予約キャンペーン
※今回ご購入いただく商品は、12月28日~31日の間にお届けするため着日指定はお受けできかねます。
12月13日以降のお客様都合によるキャンセル・数量変更・返品はお受けできかねますので、ご了承ください。
今回ご購入いただく商品は、商品出荷後のお客様都合によるキャンセル・商品変更・返品はお受けできかねますので、ご了承ください。
ご注文はこちら

商品の特長
動画を見る
商品情報
よくある質問
おかげさまで
110
万セット突破※1
ジャパネットおせち
家族で楽しめる
4人前
改良を重ねて
さらに美味しく
豪華70品目
※1 当社シリーズ累計販売数 2024年11月20日時点
2025年新春!ジャパネットが自信を持ってお届け!
味! ボリューム! 価格!
ジャパネットのおせちは
正月用おせち商品別売上数・金額で
2年連続!第1位になりました!
※23年、24年正月用の国内販売において。
昨年ご購入いただいたお客様の声をもとに
さらに美味しくさらに豪華なラインナップを揃えました。

高級食材を含めた約4人前70品目の大ボリュームでこの価格!
新年の慶びをジャパネットのおせちと共にお迎えください。

昨年購入のお客様から届いたご満足の声

年々バージョンアップしているように感じます。

茨城県 男性 60代

ジャパネットさんのおせちが家族が集まったときの中心にないとお正月が迎えられません！離乳食を薦れた孫たちも大満足で、今年も口いっぱいほおばりました。

品数が豊富で味付けも良く家族全員が満足でした。

大阪府 男性 70代

和風、洋風いずれも、品数が豊富で、味付けも良く家族全員が喜んでいました。孫も初めて食べる食材があり、おいしかったと満足していました。

今年で3回目!和と洋の2段重に孫にも大好評でした。

東京都 女性 60代

好みの異なる家族にとってはありがたいです。また小学生、幼児の孫達にも目新しく映ったようで興味深く箸を回していました。

※個人の感想です。

ジャパネットこだわりの味!

お客様のアンケートをもとに**人気の食材はそのまま**、
苦手な食材は入れ替えるなど改善を行いました。
ご家族皆さまで楽しめるよう、「和」と「洋」それぞれの味わいを揃えました。
食品専属バイヤーが試食を繰り返し磨き上げたこだわりの味をどうぞ賞味ください。

創業78年「山福」のおせち

株式会社山福は、創業78年、全国の高級料亭や旅館へ、和食割烹材料の卸しを専門としています。
盛り込みは、手詰めでお重に直接盛り込む「直盛り」を行い、本来のおせちの『手作り感』と、料理の『立体感』を大事にしています。
素材本来の美味しさにこだわった老舗の味をお届けします。

ジャパネットこだわりのボリューム!

新年が待ちきれない豪華ラインナップ!

和の重

お正月の定番 伝統的なお料理

高級食材の鮑をはじめ、海老や昆布、伊達巻などの
新年を祝う**伝統的な縁起物**を揃えました。

和の重 35品目をご紹介

鮑旨煮

鮮度の良い鮑を、こだわりの加熱工程で、ふっくら柔らかく炊き上げました。

海老の旨煮

「腰が曲がるまで長生き」という長寿の願いが込められています。

紅鮭塩麹焼

コクのある紅鮭の旨味を活かした味付けで、ふっくらと仕上げました。

伊達巻

柔らかな甘みとふんわり、しっとり仕上げました。

味付鱒いくら&帆立まったり和え

漬け込んだ鱒いくらを帆立の上にトッピング。

黒豆煮

素材本来の味を引き出し、一粒一粒をふっくらと、丁寧に炊き上げました。

味付け数の子

数の子は、子宝を象徴する縁起の良い食材です。

洋の重

お子様も大満足の洋風メニュー

ローストビーフ、合鴨スモークなどの高級食材の他に、サーモンやメープルくるみなどお子様も喜ぶお品を詰め合わせました。

洋の重 35品目をご紹介
ローストビーフ
贅沢にサーロインを使用し
低温調理でしっとりとした
仕上がりに。
スモークサーモンローズ
丁寧に燻したサーモンを
バラの花に見立てた一品。
合鴨スモーク
合鴨の胸肉を
リンゴの木のチップで
じっくり燻しました。
メープルくるみ
メープルシロップ仕立ての
くるみ甘露煮は人気の一品。
鶏ロースチーズ焼き
宮崎県産の若鶏にチーズ
をのせ焼き上げました。
ホエー豚の角煮
柔らかく甘みのある
バラ肉を本格的な
角煮風に仕上げました。
豆きんとん&
渋皮栗甘露煮
白いんげんきんとんと甘みの
強い栗をトッピング。
ローストポーク黒糖風味
黒糖仕込みの、まろやかな
ローストポーク。
ハンバーグ(デミグラス)
国産の鶏肉を使ったハン
バーグ。お子様にも人気!
ドライトマト赤ワイン煮
ドライトマトの赤ワイン
煮込み。
※画像はイメージです
年越しそばを一緒にお届け!
石臼挽きのそば粉を使用。
香り高い生そば約4人前を一緒にお届けします。
約4人前(つゆ付き)
つゆは、使用する水にこだわり
「ざるそば」にも「かけそば」にも
合うよう仕上げました。

※画像はイメージです。内容量に記載以外の食品・小物類は商品に含まれません。

大切な方へ、我が家へ、届けたいおせち

ご自宅での盛り付け不要！解凍するだけ！

手詰めで盛り付けされた状態でお届け！
解凍するだけでそのままお召し上がりいただけます。
忙しい年末年始もゆっくりお過ごしください。

解凍方法

1. **外箱から出す**
クール便でおせちが届いたら、外箱からおせちを取り出し、冷凍庫で保管。
2. **解凍する**
約24時間前に冷蔵庫に移動して解凍。一段ずつ分けますと早めに解凍できます。
3. **できあがり**
蓋を開けるだけで、すぐにお楽しみいただけます。

贈り物にもどうぞ

高級感ある木箱に盛り付け、風呂敷に包んだ状態でお届けいたします。贈り物としてもおすすめです。
もちろんご自宅用としても◎
新年から贅沢な気分でお過ごしください。

配送先変更OK！

12/12(木)まで、配送先の変更が可能！
年末の予定が決まっていない方もご安心ください！

※画像はイメージです。内容量に記載以外の食品・小物類は商品に含まれません。

高級感のある**木箱のお重**を**風呂敷**に包みお届けします。
大切なあの方への贈り物にもどうぞ。

※画像は2段重のイメージです。

※ 画像はイメージです。内容量に記載以外の食品・小物類は商品に含まれません。
●内容量：おせち70品目 約4人前、年越しそば 約4人前、お品書き、祝箸
●賞味期限：2025年3月31日/保存方法：冷凍

＜ 前のページに戻る　　ご注文はこちら 〉

同じカテゴリの商品を探す

トップ ＞ カテゴリ一覧 ＞

冷凍食品 ＞

最近チェックした商品　期限を過ぎたセール品や完売品は自動的に削除されます　✕ チェックした履歴を全て削除する

【2025】特大和洋おせち2段重

19,980円(税込)

詳細・購入へ ＞

（参考１）

○　不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三　前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一　当該違反行為をした事業者

二　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

２　内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

３　措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２・３　（略）

（権限の委任等）

第三十八条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　（略）

４　公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

５～１１　（略）

○　不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条　法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条　法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（参考２）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第５条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○　優良誤認表示（第５条第１号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①　商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②　商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第７条第２項及び第８条第３項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○　事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

・第７条第２項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。

・第８条第３項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○　有利誤認表示（第５条第２号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①　商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②　商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○　商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第５条第３号）

①　無果汁の清涼飲料水等についての表示
②　商品の原産国に関する不当な表示
③　消費者信用の融資費用に関する不当な表示
④　不動産のおとり広告に関する表示
⑤　おとり広告に関する表示
⑥　有料老人ホームに関する不当な表示
⑦　一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

別 添

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第１４０１号
令和７年９月１２日

株式会社ジャパネットたかた
代表取締役　髙田　旭人　殿

消費者庁長官　堀井　奈津子
（公印省略）

不当景品類及び不当表示防止法第７条第１項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「【２０２５】特大和洋おせち２段重」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第５条の規定により禁止されている同条第２号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第７条第１項の規定に基づき、次のとおり命令する。

１　命令の内容

⑴　貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ｱ)　貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和６年１０月８日から同年１１月２３日までの間、「ジャパネットたかた【公式】通販」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「【２０２５】特大和洋おせち２段重」、「ジャパネット通常価格２９，９８０円が」、「１万円値引き　７／２２～１１／２３」、「値引き後価格１９，９８０円（税込）」及び「～大人気おせちが今ならお得！～早期予約キャンペーン」と表示することにより、あたかも、「ジャパネット通常価格」と称する価額（以下「ジャパネット通常価格」という。）は、本件商品について同年７月２２日から同年１１月２３日までのセール期間経過後に適用される将来の販売価格であり、「値引き後価格」と称する実際の販売価格（以下「値引き後価格」という。）が当該将来の販売価格に比して安いかのように表示していたこと。

(ｲ)　実際には、本件商品について、当該セール期間経過後に当該将来の販売価格で販売するための合理的かつ確実に実施される販売計画はなかったものであり、ジャパネット通常価格は将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないものであったこと。

イ　前記ア(ｱ)の表示は、前記ア(ｲ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

⑵　貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記⑴アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

⑶　貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記⑴アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

⑷　貴社は、前記⑴に基づいて行った周知徹底及び前記⑵に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

２　事実

⑴　株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」という。）は、長崎県佐世保市日宇町２７８１番地に本店を置き、食品等の通信販売等の事業を行う事業者である。

⑵　ジャパネットたかたは、本件商品を自ら一般消費者に販売している。

⑶　ジャパネットたかたは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

⑷ア　ジャパネットたかたは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和６年１０月８日から同年１１月２３日までの間、自社ウェブサイト（別添写し）において、「【２０２５】特大和洋おせち２段重」、「ジャパネット通常価格２９，９８０円が」、「１万円値引き　７／２２～１１／２３」、「値引き後価格１９，９８０円（税込）」及び「～大人気おせちが今ならお得！～早期予約キャンペーン」と表示することにより、あたかも、ジャパネット通常価格は、本件商品について同年７月２２日から同年１１月２３日までのセール期間経過後に適用される将来の販売価格であり、値引き後価格が当該将来の販売価格に比して安いかのように表示していた。

イ　実際には、本件商品について、当該将来の販売価格で販売される合理的かつ確実な販売計画はなかったものであり、ジャパネット通常価格は将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないものであった。

３　法令の適用

前記事実によれば、ジャパネットたかたは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表

示法第５条第２号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

４　法律に基づく教示

⑴　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）　行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

⑵　行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１）　行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注２）　行政事件訴訟法第１４条第３項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。